

## 工事成績評定点通知実施要領新旧対照表

令和6年4月1日

改 正	現 行
<p>第1・第2 (略)</p> <p>(評定点の通知)</p> <p>第3 市長は、評定者から採点表が提出された後、当該工事の<u>受注者</u>に評定点を速やかに書面により通知するものとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(説明請求に対する回答)</p> <p>第5 市長は、評定点の通知を受けた<u>受注者</u>から評定点についての説明を求められた場合、説明請求を受理した翌日から起算して14日以内に、評定者が面接のうえ、説明するものとする。</p>	<p>第1・第2 (略)</p> <p>(評定点の通知)</p> <p>第3 市長は、評定者から<u>評定表</u>が提出された後、当該工事の<u>請負者</u>に評定点を速やかに書面により通知するものとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(説明請求に対する回答)</p> <p>第5 市長は、評定点の通知を受けた<u>請負者</u>から評定点についての説明を求められた場合、説明請求を受理した翌日から起算して14日以内に、評定者が面接のうえ、説明するものとする。</p>